

院内不在者投票について

当院は、不在者投票ができる指定病院に指定されております。

①不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有し、かつ、

②投票期日当日に入院中の患者さん本人

であれば、病院長に投票用紙等の請求を依頼（申込み）することで、当院内で不在者投票を行うことができます。

現在、下記の選挙について院内不在者投票が予定されております。

ご希望の方は、事務局病院管理課（直通電話 024-547-1021）までお申し出ください。

選挙名（選挙期日）	院内不在者投票 予定日	申込期限
桑折町長選挙 桑折町議会議員補欠選挙 (9月25日)	9月21日(水)	9月15日(木) 正午
金山町長選挙 (10月9日)	10月6日(木)	10月3日(月) 正午
浅川町長選挙 浅川町議会議員補欠選挙 (10月16日)	10月13日(木)	10月7日(金) 正午
福島県知事選挙 (10月30日)	10月25日(火)	10月20日(木) 正午
福島県議会議員補欠選挙 ※郡山選挙区・双葉選挙区 (10月30日)	10月25日(火)	10月20日(木) 正午
南相馬市議会議員一般選挙 (11月20日)	11月17日(木)	11月14日(月) 正午

<ご注意ください>

○公示（告示）日の翌日以降に入院を予定されている方は、入院前に期日前投票所で投票をお済ませください。

○ご家族やお付き添いの方はご利用できません。

○投票期日前に当院から転院・退院される場合はご利用できません。

○申込み後に無投票が決定した場合、院内不在者投票も実施されません。

○申込期限後の申込みとなると、市町村への投票用紙等の送致が間に合わない等の理由でご希望に添えない場合がございます。

○申込みの際にお伺いする生年月日や住所等は、投票用紙等の取り寄せ以外の目的には使用いたしません。